

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	障 害 福 祉 課
・ 漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正	漁 政 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
・ 公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・ 道路の区域の変更	道 路 維 持 課
・ 道路の供用の開始	〃
・ 一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
・ 一般競争入札の参加者の資格等	生 涯 学 習 課
◎ 公 告	
・ 地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・ 特定計量器定期検査の実施（2件）	計 量 検 定 所
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
・ 一般競争入札の実施	生 涯 学 習 課
◎ 交通局公告	
・ 落札者等	総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・ 遊泳区域の指定	地 域 課
◎ 土地収用委員会公告	
・ 裁決手続開始の決定（2件）	収用委員会事務局
◎ 正 誤	
・ 平成27年9月4日付け長崎県公報第10461号中	道 路 維 持 課

## 告 示

### 長崎県告示第523号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	認定年月日
開生薬局 百合野店	西彼杵郡長与町高田郷2493-2	平成29年5月1日

**長崎県告示第524号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

「

五島ふくえ第2加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧奥浦漁業協同組合の区域	1 いか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び大・中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が40トン以上100トン未満であるものをいう。） 2 小型合併漁業
五島ふくえ第3加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧崎山漁業協同組合及び旧長手漁業協同組合の区域	1 小型定置漁業 2 大型定置漁業 3 小型合併漁業

」

を

「

五島ふくえ第2加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧奥浦漁業協同組合及び旧長手漁業協同組合の区域	1 旧長手漁業協同組合の区域の小型定置漁業及び旧奥浦漁業協同組合の区域の大・中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が40トン以上100トン未満であるものをいう。） 2 旧奥浦漁業協同組合の区域の小型定置漁業 3 小型合併漁業
五島ふくえ第3加入区	五島ふくえ漁業協同組合の地区のうち旧崎山漁業協同組合の区域	1 小型定置漁業 2 大型定置漁業 3 小型合併漁業

」

に改める。

**長崎県告示第525号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届け出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

加入区	漁業の区分
館浦・中野加入区	雑魚大型定置漁業及び雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

**長崎県告示第526号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 平成29年7月14日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
 名 称 長崎県  
 所 在 地 長崎県長崎市江戸町2番13号  
 代表者氏名 長崎県知事 中村 法道  
 代表者住所 長崎県長崎市鳴見台2丁目23番15号
- 3 埋立ての区域  
 (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町犬吠字在所156番4から同字タッサコ90番3に至る地先  
 (2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)  
 (3) 面 積 17,117.88平方メートル
- 4 埋立地の用途  
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
 昭和59年1月19日付け長崎県指令58漁計許第67号
- 6 閲覧場所  
 長崎県対馬市巖原町国分1441番地 対馬市役所

**長崎県告示第527号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町飛子字飛子崎3515番2地先から 雲仙市小浜町飛子字飛子崎3515番2地先まで	前	11.6~13.1	9.3	
	後	11.0~13.1	9.3	

**長崎県告示第528号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町飛子字飛子崎3515番2地先から 雲仙市小浜町飛子字中飛子3512番8地先まで	平成29年7月14日

**長崎県告示第529号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

## ① 29入札第67号 電子計算機ネットワークシステム（県北地区）

標準仕様1 2式

標準仕様2 1式

特支仕様1 1式

特支仕様2 1式

## ② 29入札第68号 電子計算機ネットワークシステム（島原地区）

標準仕様1 1式

標準仕様2 1式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(6)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

## (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

カ その他知事が特に必要と認める事項

## 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から平成29年7月28日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
- シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市江戸町2-13
- 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕 095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 5 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 6 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 7 4の(2)、4の(3)のカからシまで、5及び6に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 8 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の

更新」の申請をすること。

## 9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 長崎県告示第530号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

### 1 業務の名称

長崎県立長崎図書館資料 I C タグ貼付業務委託

### 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 過去5年以内に、10万冊以上の蔵書数を持つ公共図書館又は大学図書館3館以上で I C タグ貼付とエンコード業務を直接受託し、履行した実績がない者。また、履行した実績があることを証明できない者。

### 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し決定する。

#### (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからキまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
  - (ア) 売上高当期利益率
  - (イ) 固定長期適合率
  - (ウ) 流動比率

- カ 過去の類似する業務の実績
- キ その他知事が特に必要と認める事項
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から平成29年8月18日 17時までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク ICタグ貼付・エンコード業務実績調書（様式第4号）
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570 長崎市江戸町2-13
- 〔名称〕長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室
- 〔電話〕095-894-3367
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示にかかる競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格審査申請事項の変更  
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
松 浦 市	22年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 平尾第2-1	平成29年7月4日
松 浦 市	27年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 長野第3	平成29年7月4日
松 浦 市	26年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 板橋第2	平成29年7月4日
五 島 市	27年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 布浦第一	平成29年7月4日
五 島 市	27年度から 28年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 荒川第九	平成29年7月4日

### 特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

平戸市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	度島地区	平戸市漁協度島支所	9月4日	15時10分から15時40分まで
同 上	中部地区	平戸市ふれあいセンター (中部公民館)	9月5日	9時30分から12時まで
	南部地区	平戸市多目的研修センター (南部公民館)		13時30分から16時まで
同 上	生月町全地区	平戸市役所生月支所	9月6日	10時から11時30分まで 13時から15時まで
同 上	神浦地区	大島村公民館	9月7日	10時から11時30分まで
	的山地区	的山地区活性化センター		12時30分から13時まで
同 上	田平町全地区	田平町民センター	9月13日	9時30分から12時まで 13時から15時まで



同 上	北部地区	未来創造館（ホール）	9月14日	9時30分から12時まで 13時から16時まで
同 上	平戸市全地区	未来創造館（ホール）	9月15日	9時30分から11時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月4日から 9月15日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 （一社）長崎県計量協会

#### 特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
松浦市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	今福地区	松浦市東部交流センター	9月20日	13時30分から15時30分まで
同 上	阿翁地区	新松浦漁協鷹島支所荷さばき所	9月21日	10時から11時30分まで
	鷹島地区	松浦市役所鷹島支所		13時から14時30分まで
同 上	鍋串地区	鍋串公民館	9月22日	10時から11時30分まで
	塩浜地区	伊万里釜会館		13時から14時30分まで
同 上	御厨・星鹿地区	松浦市御厨公民館	9月26日	13時30分から15時30分まで
同 上	飛鳥地区	飛鳥公民館	9月27日	10時30分から11時まで
同 上	青島地区	青島住民センター		13時から14時まで
同 上	調川・志佐・上志佐地区	松浦市勤労青少年ホーム	9月28日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	松浦市全地区	松浦市勤労青少年ホーム	9月29日	9時30分から11時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月20日から 9月29日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 （一社）長崎県計量協会

#### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、時津町長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡 時津町	平成29年6月15日から 平成29年12月11日まで

## 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

## ① 29入札第67号 電子計算機ネットワークシステム（県北地区）

標準仕様1 2式

標準仕様2 1式

特支仕様1 1式

特支仕様2 1式

## ② 29入札第68号 電子計算機ネットワークシステム（島原地区）

標準仕様1 1式

標準仕様2 1式

## (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

## (3) 納入期限

平成29年10月31日

## (4) 納入場所及び条件

仕様書による。

## (5) 今後調達が予定される物品、数量及び入札公告予定時期

ア 教職員事務用パソコン（県北地区） 27台 平成29年8月上旬

イ 教職員事務用パソコン（諫早・大村地区） 170台 平成29年8月上旬

ウ 教職員事務用パソコン（対馬地区） 81台 平成29年8月上旬

エ 電子計算機ネットワークシステム（長崎・西海地区） 7式 平成29年8月上旬

オ 電子計算機ネットワークシステム（対馬地区） 1式 平成29年8月上旬

## (6) 前記(5)の契約に係る入札公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う。

## (7) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

## (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

## (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

## (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受ける

ことが明らかである者でないこと。

- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
(電話) 095-895-2884  
(提出期限) 平成29年7月28日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限  
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 平成29年8月25日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 平成29年8月16日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁本館2階会議室  
(期日) 平成29年8月28日 10時00分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 平成29年8月25日 17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県出納局物品管理室  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。  
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要

である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - ① Electronic computer network systems (Kenhoku area)  
Standard specification 1, 2sets

- Standard specification 2, 1set
- Special needs school specification 1,1set
- Special needs school specification 2,1set
- ② Electronic computer network systems (Shimabara area)
  - Standard specification 1,1set
  - Standard specification 2,1set
- (2) Delivery period:
  - October 31, 2017
- (3) Delivery place:
  - ① Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Kenhoku area
  - ② Prefectural high schools in Shimabara area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
  - 5:00 p.m. August 25, 2017
- (5) Date and time for the opening of tenders:
  - 10:00 a.m. August 28, 2017
- (6) Point of Contact:
  - Goods management office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
  - 2-13 Edo-machi Nagasaki 850-8570 Japan
  - TEL. 095-895-2881

#### 一般競争入札の実施（公告）

長崎県立長崎図書館資料 I C タグ貼付業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。  
平成29年7月14日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
  - 長崎県立長崎図書館資料 I C タグ貼付業務委託
- (2) 業務の仕様等
  - 入札説明書による。
- (3) 履行期限
  - 平成30年11月30日
- (4) 納品場所・履行場所
  - (納品場所)
    - 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室
  - (履行場所)
    - 長崎県立長崎図書館及び長崎県立長崎図書館式見書庫、長崎県立長崎図書館鳴滝書庫
- (5) 入札の方法
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県立長崎図書館資料 I C タグ貼付業務委託に関する平成29年7月14日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
(名称) 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室  
(電話) 095-894-3367  
(提出期限) 平成29年8月18日 17時まで
- 4 入札参加条件  
(1) 過去5年以内に、10万冊以上の蔵書数を持つ公共図書館又は大学図書館3館以上でICタグ貼付とエンコード業務を直接受託し、履行した実績があること。また、履行した実績があることを証明できること。  
(2) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
(名称) 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室  
(電話) 095-894-3367
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(期間) この公告の日から平成29年8月18日までの間(県の休日を除く。)  
(場所) 5の部局等とする。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁新別館8階教育委員会室  
(期日) 平成29年8月28日 10時00分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 平成29年8月25日 17時(必着)  
(提出先) 長崎県教育庁生涯学習課新県立図書館整備室  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。  
ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合  
(2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場

合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Name of designated services:

Subcontracting of attaching a set of IC tags on library materials at Nagasaki Prefectural Nagasaki Library

- (2) Fulfillment period:  
From a contract day through November 30, 2018
- (3) Delivery place and Fulfillment place:  
(Delivery place)  
New Prefectural Library Office for Construction, Lifelong Learning Division, Nagasaki Prefectural Board of Education Secretariat  
(Fulfillment place)  
Nagasaki Prefectural Nagasaki Library, Nagasaki Prefectural Nagasaki Library Shikimi Stack Room and Nagasaki Prefectural Nagasaki Library Narutaki Stack Room
- (4) Deadline for tender:  
5:00 P.M. August 25, 2017
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:00 A.M. August 28, 2017
- (6) Point of Contract  
New Prefectural Library Office for Construction, Lifelong Learning Division, Nagasaki Prefectural Board of Education Secretariat  
2-13 Edo-machi Nagasaki 850-8570, Japan  
TEL 095-894-3367

---

## 交 通 局 公 告

---

### 落札者等 (公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年7月14日

長崎県交通局長 山口 雄二

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
バス仕様改造工事 (大型定期車7両)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
長崎県交通局管理部総務課 (総務電算班)  
〒850-0043 長崎市八千代町3-1 電話 095-822-5141
- 3 調達方法 車両改造
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 平成29年6月13日
- 6 落札者の氏名及び住所  
西鉄車体技術株式会社 代表取締役 時枝 悦郎  
佐賀県三養基郡基山町大字長野308-5
- 7 落札価格 33,600,000円 (消費税及び地方消費税は含まない。)
- 8 入札公告日 平成29年4月25日
- 9 落札方式 最低価格

---

## 公安委員会告示

---

### 長崎県公安委員会告示第21号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例 (平成4年長崎県条例第53号) 第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年7月14日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子



海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	指定期間
千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	平成29年7月22日 ) 平成29年8月31日 (41日間)

## 土地収用委員会公告

### 裁決手続開始の決定（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年7月14日

長崎県収用委員会  
会長 梶村 龍太

- 1 起業者の名称 長崎県
- 2 事業の種類 県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線・長崎県諫早市長野町地内から同市小川町地内及び同市小船越町地内から同市貝津町地内まで）並びにこれに伴う付帯工事及び一般国道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

長崎県諫早市地内

町名	地番	地目		全体の面積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する土地の面積（㎡）	使用の裁決手続の開始を決定する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測		
小船越町	3224 番 1	田	田	1,782	1,993.48	1,061.83 (注1)	44.27 (注2)
小船越町	3247 番	田	田	1,206	1,303.05	338.05 (注3)	

(注1) 別添実測平面図の(A)の部分

(注2) 別添実測平面図の(B)の部分

(注3) 別添実測平面図の(E)の部分

(別添実測平面図省略)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定する土地の使用の方法及び期間
  - (1) 使用の方法  
側溝の床掘工事のため地表面を一時使用
  - (2) 使用の期間  
明渡しを受けた日から5か月間
- 5 土地所有者の氏名及び住所  
早田香代子（持分100分の25）  
長崎県諫早市小船越町712番地2  
松尾英明（持分100分の50）  
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南五丁目15番10号  
菖蒲ひろ子（持分100分の25）  
滋賀県大津市神領二丁目1176番地の27
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年7月5日

### 裁決手続開始の決定（公告）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年7月14日

長崎県収用委員会  
会長 梶村 龍太

- 1 起業者の名称 長崎県
- 2 事業の種類
  - (1) 県道諫早外環状線改築工事（諫早南バイパス線・長崎県諫早市長野町地内から同市小川町地内及び同市小船越町地内から同市貝津町地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び一般国道付替工事
  - (2) 県道諫早外環状線改築工事（川床長野線・長崎県諫早市川床町地内から同市長野町地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び県道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

長崎県諫早市地内

町名	地番	地 目		全体の面積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する土地の面積（㎡）	使用の裁決手続の開始を決定する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測		
川床町	270 番 1	田	宅地	560	560.29	22.72 (注1)	-
	271 番 1	田	宅地	502	502.94	142.98 (注2)	-
	287 番 2	公衆用 道路	宅地	51	51.63	51.63	-
	287 番 5	宅地	宅地	25.84	25.84	24.71 (注3)	-
	625 番 1	畑	畑	791	791.28	425.41 (注4)	23.04 (注5)
			宅地			113.00 (注6)	-
	626 番 30	畑	宅地	845	845.72	92.82 (注7)	28.61 (注8)
287 番 3	宅地	宅地	131.19	131.19	131.19	-	

(注1) 別添実測平面図①の(A)の部分

(注2) 別添実測平面図①の(C)の部分

(注3) 別添実測平面図②の(G)の部分

(注4) 別添実測平面図②の(I)畑の部分

(注5) 別添実測平面図②の(J)の部分

(注6) 別添実測平面図②の(I)宅地の部分

(注7) 別添実測平面図②の(M)の部分

(注8) 別添実測平面図②の(N)の部分

(別添実測平面図省略)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定する土地の使用の方法及び期間

- (1) 使用の方法

擁壁の床掘工事のため地表面を一時使用

- (2) 使用の期間

明渡しを受けた日から12か月間

- 5 土地所有者の氏名及び住所

長崎県諫早市地内

町名	地番	土地所有者の氏名及び住所
川床町	270番1	登記名義人 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本洋子（持分2分の1） 長崎県諫早市川床町626番地39
	271番1	
	287番2	登記名義人 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本誠（持分4分の1） 福岡県福岡市西区女原北11番12-702号
	287番5	
	625番1	登記名義人 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本慎二郎（持分4分の1） 奈良県奈良市中山町1394番地
	626番30	
	287番3	土地所有者（持分2分の1）兼 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本洋子（持分8分の6） 長崎県諫早市川床町626番地39  登記名義人 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本誠（持分8分の1） 福岡県福岡市西区女原北11番12-702号  登記名義人 亡 松本賢三郎 法定相続人 松本慎二郎（持分8分の1） 奈良県奈良市中山町1394番地

- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年7月5日

## 正 誤

平成27年9月4日付長崎県公報第10461号  
長崎県告示第850号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2247	21	五島市本窯町176番地先から	五島市本窯町字竹ノ浦176番地先から
	22	五島市本窯町180番15地先まで	五島市本窯町字竹ノ浦180番15地先まで

発行者  
長 崎 県  
長崎市江戸町二番十三号

電話代表  
直通 (八二四) 一一一一  
(八九五) 二二一六

印刷所  
印刷人  
長崎市田中町四二一

川口印刷株式会社  
川口 福太郎